

1 申請に関すること

No	項目	質問	回答
1	申請要件	企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表として本奨励金を申請したことがあっても、申請できるか。	申請できません。 例えば、A社の代表者がa氏とb氏で、b氏がB社の代表でもある場合、A社が本奨励金に申請できるのは、B社が本奨励金を申請したことがない場合に限りです。
2	申請要件	A社とB社の代表に就いている者が、それぞれの企業で申請できるか。	申請できません。 質問のケースでは、A社かB社かどちらかを選択し、申請してください。
3	申請要件	企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表でもある場合、それぞれの企業で申請できるのか。	申請できません。 例えば、A社の代表者がa氏とb氏で、b氏がB社の代表でもある場合、A社の代表者をa氏、B社の代表者をb氏として申請することはできません。
4	申請要件	常時雇用する労働者に役員は含まれるか。	役員は労働者に含めません。 ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は労働者とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類（兼務役員実態証明書等）の写しを提出してください。
5	申請要件	グループ企業等とは、会社法第2条第3号の2に定める子会社等なのか。	グループ企業等とは、本事業に連携・協力することに同意した企業等（会社法で定める子会社等を含む。）をいいます。 子会社等であっても、本事業に連携・協力することに同意が得られなければ、当該子会社等をグループ企業等として本奨励金に申請することはできません。
6	申請要件	会社法で定める子会社等がないが、申請可能か。	申請可能です。 会社法で定める子会社等がなくとも、お付き合いのある企業等から本事業に連携・協力することの同意が得られれば、要件を満たします。
7	申請要件	グループ企業等として同意を取ろうとしている子会社の本社が都外にある場合、申請可能か。	グループ企業等として同意を取ろうとしている企業等の営業実態が都内にあるか否かで、申請可否が分かれます。 この子会社の事業所が都内にもあり、かつ都内での営業実態があれば、申請が可能です。この子会社の事業所が都内にはない又は事業所が都内にあっても営業実態がない場合は、申請できません。
8	申請要件	A社の代表はa氏とb氏だが、b氏はB社の代表でもあり、C社が本奨励金に申請した際に、B社はC社のグループ企業等として同意書を提出していると聞いた。この場合、A社は本奨励金に申請できるか。	申請できません。 b氏が代表であるB社が他の企業のグループ企業等となる予定があるため、b氏が代表者の1人となっているA社は本奨励金を申請できません。
9	申請要件	A社とB社の代表に就いている者が、A社を申請企業としB社をグループ企業等とすることはできるか。	同一人物が代表となっている企業同士を申請企業、グループ企業等とすることはできません。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくあるお問合せ（令和7年度用）

令和7年5月22日現在（※随時更新）

No	項目	質問	回答
10	申請要件	グループ企業等を複数選定してもよいか。その場合は、申請書にどのように記載すればよいか。	複数選定しても構いません。その場合は、適宜行を追加してください。
11	申請要件	令和2年1月に配偶者が出産し、令和2年5月に合計30日以上育業した男性労働者は、男性育業推進リーダーの要件を満たすか。	要件を満たします。
12	申請要件	別表1 奨励対象事業者の要件（以下「申請要件」という。）2の常用労働者と、申請要件11の男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者は同一人物でもよいか。	申請要件2の常用労働者と申請要件11の男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者が休業・休職中ではない場合、同一人物とすることは可能です。ただし、男性育業推進リーダーに選任された方が交付申請日から実績報告日までの間に休業・休職した場合は、要件を満たさなくなりますのでご注意ください。（この場合、実績報告提出期限までに交付申請撤回届出書を提出すると、要件を満たしたときに再度申請が可能となります。）
13	申請要件	申請要件11の男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者等の「合計30日以上育業」とは、分割取得していても対象となるか。	同一の子に対する育業は分割取得していても構いません。ただし、同一の子に対する育業でなければなりません。
14	申請要件	申請要件12の育業取得率はどのように計算すればよいか。	次の例を参考に算出してください。 (1) 自社の事業年度が10月1日～翌年9月30日で、交付申請日が令和7年7月1日の場合、申請前事業年度は令和5年10月1日～令和6年9月30日になります。 (2) 令和5年10月1日から令和6年9月30日の間に、配偶者が出産した男性労働者（役員等を含みません。）の数を算出してください。正規雇用以外も含まれます。この間に配偶者が出産した子が複数人いたとしても、男性労働者は1人と数えます。 (3) 同期間に配偶者の出産等により、養育することになった子について育業した男性労働者（役員等を含みません。）の数を算出してください。この間に男性労働者が育業をした回数に関わらず、男性労働者は1人と数えます。 (3)/(2)が79%以下であれば申請要件を満たします。（小数点以下は切り捨て）
15	申請要件	当社は男性育休取得率等を公表しているが、育業取得率は公表数値と同一で構わないか。	公表数値と同一で構いません。ただし、公表数値に育児目的休暇を取得した男性労働者の数を含めている場合は、育児目的休暇を取得した男性労働者を差し引いて算出してください。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくあるお問合せ（令和7年度用）

令和7年5月22日現在（※随時更新）

No	項目	質問	回答
16	申請要件	申請要件 12 の男性育業取得率は、なぜ79%以下なのか。	交付決定後に取り組んでいただく取組事項3で、男性育業取得率を事業計画書兼交付申請書に記載した取得率より1年間で7%（3年間で21%以上）上昇するよう目標を設定していただきます。事業計画書兼交付申請書に記載した男性育業取得率が79%超ですと、3年間で21%を設定した場合に100%を超えてしまうためです。
17	申請要件	当社の事業年度は10月1日から9月30日であり、令和7年7月1日の申請を検討している。 当社では、令和5年12月10日に配偶者が出産した男性従業員が、令和5年12月15日から令和6年1月31日まで育業したが、この男性従業員以外に、配偶者が出産した男性従業員や育業した男性従業員はいない。この場合は育業取得率が100%となり、申請できないか。	申請できません。 直前の事業年度（質問のケースは R5.10.1～R6.9.30）に配偶者が出産した男性労働者が1人で、その方が育業をしたのであれば、1分の1で100%となりますので、要件を満たしていないこととなります。
18	申請要件	男性育業推進リーダーになる者は雇用保険被保険者でなければならないか。	男性育業推進リーダーを従業員から選任する場合は、雇用保険被保険者（休業中を含まない。）でなければなりません。その他、申請要件2(2)ア、イ、エを満たしていなければなりません。男性育業推進リーダーになる方は、役員等でも構いません。男性育業推進リーダーが役員等の場合は、雇用保険被保険者の要件はありませんが、兼務役員の場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、労働条件通知書等を提出していただきます。
19	申請要件	代表に育業経験があり、従業員が全て女性の企業の場合は申請できるか。	申請できません。 男性従業員（都内勤務の常用労働者）が2名在籍していなければなりません（申請要件2）。従業員が全て女性の場合、要件を満たさないこととなります。